

副本

令和7年(行ウ)第82号、同第109号 更正請求処分通知取消等請求事件

原告 倉持 尚、松村 幸裕子

被告 国 (処分行政庁：武蔵野税務署長及び豊能税務署長)

答 弁 書

令和7年6月5日

東京地方裁判所民事第2部Dc係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所は別紙のとおり)

部	付	安	寛	涼	子
訟	務	官	的	場	将
訟	務	官	戸	田	行

〒104-8449 東京都中央区築地五丁目3番1号

東京国税局課税第一部国税訟務官室

国 税 訟 務 官	原	木	融
訟 務 専 門 官	井	原	浩
国 税 実 査 官	福	田	康

〒540-8541 大阪府中央区大手前一丁目5番63号大阪合同庁舎第3号館

大阪国税局課税第一部国税訟務官室

国 税 訟 務 官	友 田 亜 由 美
総 括 主 査	徳 山 健 一
訟 務 専 門 官	横 林 由 香
国 税 実 査 官	荒 木 健 太 郎
国 税 実 査 官	梅 里 礼 代

第1 請求の趣旨に対する答弁

被告は、令和7年(行ウ)第82号事件の原告である倉持尚(以下「原告倉持」という。)及び同第109号事件の原告である松村幸裕子(以下「原告松村」といい、両者を併せて「原告ら」という。)の各請求のうち、「2023年度(令和5年度)分」及び「2023年度(令和5年)の事業年度」とあるのを「令和5年分」とそれぞれ解した上で、原告らの請求の趣旨に対して次のとおり答弁する。

1 原告倉持の請求について

- (1) 原告倉持の訴えのうち、請求の趣旨1(2)に係る部分を却下する
 - (2) 原告倉持のその余の請求を棄却する
 - (3) 訴訟費用は原告倉持の負担とする
- との判決を求める。

2 原告松村の請求について

- (1) 原告松村の訴えのうち、請求の趣旨2(2)に係る部分を却下する
 - (2) 原告松村のその余の請求を棄却する
 - (3) 訴訟費用は原告松村の負担とする
- との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 原告らの訴えについて

- (1) 原告倉持は、請求の趣旨1(1)において、武蔵野税務署長が令和6年10月29日付けでした、原告倉持による同年7月1日付けの令和5年分の所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の更正の請求(以下「原告倉持更正の請求」という。)に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分(以下「原告倉持通知処分」という。)の取消しを求めるとともに、請求の趣旨1(2)において、同税務署長に対し、令和5年分の所得税等につき、「還付額を1万5893円とする更正処分をせよ」との義務付けを求めている(訴

状・5ページ)。

(2) 原告松村は、請求の趣旨2(1)において、豊能税務署長(以下、武蔵野税務署長と豊能税務署長とを併せて「各処分行政庁」という。)が令和6年10月31日付けでした、原告松村による同年7月19日付けの令和5年分の所得税等の更正の請求(以下「原告松村更正の請求」といい、原告倉持更正の請求と併せて「本件各更正の請求」という。)に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分(以下「原告松村通知処分」といい、原告倉持通知処分と併せて「本件各通知処分」という。)の取消しを求めるとともに、請求の趣旨2(2)において、豊能税務署長に対し、令和5年分の所得税等につき、「還付額を3万9469円とする更正処分をせよ」との義務付けを求めている(訴状・5及び6ページ)。

2 義務付けの訴えにおける訴訟要件

原告らは、上記1のとおり、各処分行政庁に対し、「更正処分」の義務付けを求めているところ(以下、本件訴えのうち、請求の趣旨1(2)及び2(2)に係る部分を「本件各義務付けの訴え」という。)、国税通則法23条1項は、納税申告書を提出した者は、同項各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができる旨規定し、同条4項は、税務署長は、更正の請求があった場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する旨規定していることから、本件各義務付けの訴えは、行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)3条6項2号のいわゆる申請型の義務付けの訴えであると解される。

申請型の義務付けの訴えは、①「当該法令に基づく申請又は審査請求に対し相当の期間内に何らの処分又は裁決がされない」とき、②「当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合において、当該処分又は裁決が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存

在である」ときに限り、提起することができる(行訴法37条の3第1項)。

そして、上記②の申請型の義務付けの訴えの場合には、当該処分又は裁決が「取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在である」ときに限り提起することができるから、同条の3第3項2号により併合提起された当該処分又は裁決の取消請求又は無効等確認請求が認容されることが訴訟要件となる。

したがって、上記取消請求又は無効確認請求が認容されない場合には、当該義務付けの訴えは、訴訟要件を欠き、不適法なものとして却下される。

3. 本件各義務付けの訴えはいずれも却下されるべきであること

これを本件についてみると、追って準備書面で主張するとおり、原告らの本件各更正の請求については、その更正をすべき理由がなく、本件各通知処分は、いずれも適法である。

したがって、原告らの本件各通知処分の取消訴訟に係る請求(請求の趣旨1(1)及び2(1))は棄却されるべきものであるから、本件各義務付けの訴え(請求の趣旨1(2)及び2(2))は、訴訟要件を欠く不適法なものであって、いずれも却下されるべきである。

第3 請求の原因(ただし、令和7年3月14日付け訴状訂正申立書により、訂正後のもの)に対する認否

1 「第1 事案の概要」(訴状・6及び7ページ)について

(1) 第1段落について

原告らが、「子らを保育所に通わせるための保育料」につき、原告倉持については事業所得の総収入金額から控除すべきであるとして、原告松村については雑所得の総収入金額から控除すべきであるとして、本件各更正の請求を行ったものと解した上で、認める。

(2) 第2段落について

ア 第1文(「所得税法」から始まる文)について

所得税法37条1項が、その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上「必要経費」に算入すべき金額を、別段の定めがあるものを除き、訴状記載のとおり規定していることは認める。

イ 第2文(「その一方で」から始まる文)について

認める。

ただし、「家事上の経費及びこれに関連する経費」との部分は、「家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの」が、「同法45条1項」との部分は、「同法45条1項1号」がそれぞれ正しい。

(3) 第3段落について

第1文(「家事費とは」から始まる文)及び第2文(「典型例は」から始まる文)は認め、第3文以降(「保育園の利用は」から始まる文)は否認ないし争う。

(4) 第4段落について

「原処分庁」を武蔵野税務署長を指すと解した上で、武蔵野税務署長が、原告倉持更正の請求に対して、「当該保育料は、あなたの事業活動と直接の関係を有し、業務の遂行上必要な費用であるとは認められませんので、(中略)事業所得の総収入金額を得るため直接要した費用及び事業所得を生ずべき業務について生じた費用には該当しません」との理由で原告倉持通知処分をしたこと、東京高等裁判所平成24年9月19日判決(判例時報2170号20ページ。以下「東京高裁平成24年判決」という。)があることは認め、その余は争う。

(5) 第5段落について

「原処分庁」を豊能税務署長を指すと解した上で、豊能税務署長が、原告松村更正の請求に対して、「保育料は、あなたが扶養義務の履行のために保育を依頼し、一定の負担をしたものであるため、家事上の経費であると認められます」との理由で原告松村通知処分をしたことは認め、その余は争う。

2 「第2 当事者」(訴状・7及び8ページ)について

(1) 「1 原告倉持尚について」について

「認可保育園」とあるのを、児童福祉法35条4項に規定される都道府県知事の認可を得て設置された、同法39条1項に規定する「保育所」を指すもの(下記3(1)ア及び(2)アにおいて同じ。)及び「本請求の時点」を、本訴における訴状提出時点(令和7年2月25日)をいうものと解した上で、原告倉持が令和5年分の所得税等の確定申告において事業所得を有していたとして申告したこと、原告倉持に「2人の子がいる」ことは認め、その余は不知。

ただし、原告倉持の2人の子は3歳と2歳が正しい(甲1の1)。

なお、原告倉持の妻の令和5年分における給与の収入金額は 円であった(乙1)。

(2) 「2 原告松村幸裕子について」について

「本請求の時点」を、本訴における訴状提出時点(令和7年2月25日)をいうものと解した上で、原告松村が令和5年分の所得税等の確定申告において給与所得及び雑所得を有していたとして申告したこと、原告松村に「4歳と1歳の2人の子がいる」ことは認め、その余は不知。

(3) 「3 被告(国)について」について

「2023年度(令和5年度)分」を「令和5年分」と、「更正請求」を「更正の請求」と解した上で、認める。

3 「第3 本件の経緯」(訴状・8ないし13ページ)について

(1) 「1 原告倉持について」について

ア 第1段落について

認める。

イ 第2段落(「表1」を含む。)について

原告倉持更正の請求における「申告納税額」(「表1」を含む。)が「マイナス」の誤記であると解した上で、認める。

ただし、「課税所得金額」及び「表1」中の「所得金額等」は「総所得金額」が正しい。

ウ 第3段落(訴状10ページの1行目ないし21行目を含む。)について
認める。

エ 第4段落について

「東京国税不服審判長」を「国税不服審判所長」と解した上で、認める。

(2) 「2 原告松村について」について

ア 第1段落について

認める。

イ 第2段落(「表2」を含む。)について

「個人事業の事業所得」を、訴状第2の2(8ページ)にいう「アドバイザリー業務」に係る「雑所得」の誤記であると解した上で、認める。

ただし、原告松村が原告松村更正の請求をしたのは、「令和6年7月19日付け」が正しい。

ウ 第3段落(訴状・12ページの8行目ないし13ページの9行目を含む。)について

認める。

エ 第4段落について

「大阪国税不服審判長」を「国税不服審判所長」と解した上で、認める。

4 「第4 保育所の成立過程と就労を理由とする保育必要性要件」(訴状・13ないし16ページ)について

(1) 「1 保育所の成立過程」について

甲第12号証及び甲第13号証に原告らが訴状に引用する記載があることは認め、「保育所制度は、その成り立ちにおいて、子を持つ親、とりわけ母親の就労と密接不可分の関係にあった」との原告の意見については、所得税法37条1項の解釈・適用に関連させた主張と解した上で、争う。

(2) 「2 児童福祉法及び子ども・子育て支援法における保育必要性要件」について

ア 第1段落について

児童福祉法39条1項、同法24条1項、平成26年政令第300号による改正前の児童福祉法施行令27条1号に原告らが訴状に引用する記載があることは認め、その余は否認ないし争う。

児童福祉法24条1項は、保育を必要とする場合として「保護者の労働又は疾病その他の事由」も掲げており、また、平成26年政令第300号による改正前の児童福祉法施行令27条は、保護者のいずれもが「児童を保育することができないと認められる場合」として、訴状記載の場合(同条1号)のほかに、「妊娠中であるか又は出産後間がないこと」(同条2号)、「疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること」(同条3号)、「同居の親族を常時介護していること」(同条4号)、「震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること」(同条5号)及び「前各号に類する状態にあること」(同条6号)を掲げていた。

イ 第2段落について

(7) 第1文(「その後」から始まる文)について

否認する。

「子ども・子育て支援法」の目的は、令和6年法律第47号による改正前の同法1条において、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(括弧内省略)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」と規定しており、「就労」を理由とする保育の必要性の範囲を一層拡大した」ものではない。

(イ) 第2文(「同法19条」から始まる文)について

「同法19条3号」を「同法19条1項3号」と解した上で、認める。

ウ 第3段落について

子ども・子育て支援法施行規則1条の5第1号及び甲第14号証に原告らが訴状に引用する記載があることは認める。

ただし、甲第14号証には、子ども・子育て支援法施行規則1条の5の「保育の必要性に係る事由」の趣旨として、「昼間以外の就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居の親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学・職業訓練及び育児休業取得時の継続利用」を明記したことや「虐待又はDVのおそれがあること」についても追加した旨記載されている(甲14・3ページ)。

エ 第4段落について

第1文(「現行制度では」から始まる文)は、「自治対」を「自治体」の誤記と解した上で認める。第2文(「実務上」から始まる文)は、子ども・子育て支援法施行規則2条1項及び同条2項が、市町村の認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、所定の事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない旨、当該申請書には、原則として利用者負担額の算定のために必要な事項に関する書類や、就労を理由として申請する場合は就労証明書を添付しなければならない旨規定していることは認め、各自治体における実務上の取扱いについては不知。

(3) 「3 小括」について

ア 第1段落について

第1文(「このように」から始まる文)は認め、第2文(「時代の変遷に」から始まる文)以降は不知。

イ 第2段落について

争う。

5 「第5 必要経費(法37条1項)及び家事費・家事関連費(法45条1項1号、施行令96条1号)についての所得税法上の規定内容」(訴状・16ないし19ページ)について

(1) 柱書きについて

ア 第1文(「所得税法37条1項」から始まる文)ないし第4文(「すなわち」から始まる文)について

認める。

ただし、「家事関連費」は、必要経費と家事費の性質を併有している費用であって、その主たる部分が業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明確に区分できる場合等は、その部分に限って必要経費に算入される(同法施行令96条)。

イ 第5文(「その意味で」から始まる文)について

否認ないし争う。

所得税法45条は同法37条の「別段の定め」に当たるのであって、同「法45条1項1号は、家事費が必要経費に当たらないことを確認する規定」ではない。

ウ 第6文(「もっとも」から始まる文)について

認める。

エ 第7文(「そこで」から始まる文)について

認否の限りでない。

(2) 「1 必要経費について」及び「2 家事費について」について

認める。

(3) 「3 家事費と必要経費の関係について」について

ア 第1段落について

第1文(「前述のとおり」から始まる文)は認め、第2文(「すなわち」から始まる文)は否認ないし争う。

イ 第2段落について

第2文(「もっとも」から始まる文)の「学説上、必要経費と家事費の関係について確立した見解はないこと」は認め、その余は争う。

6 「第6 本件保育料は一般対応の必要経費に該当する」(訴状・19ないし33ページ)について

(1) 柱書きについて

「本件保育料」を、原告倉持が令和5年中に三鷹市に支払った保育料の額
円(以下「原告倉持保育料」という。)及び(又は)原告松村が
令和5年中に箕面市に支払った保育料の一部の額である 円
(以下「原告松村保育料」といい、原告倉持保育料と併せて「本件各保育料」という。)と、「原処分庁」を「武蔵野税務署長」及び(又は)「豊能税務署長」とそれぞれ解した上で(「及び(又は)」は文脈に応じる。)、争う。

(2) 「1 必要経費該当性の判断枠組みについて」について

ア 柱書きについて

(7) 第1文(「原処分庁は」から始まる文)及び脚注1について

原告倉持通知処分に係る通知書(甲5)に「当該保育料は、(中略)認められません」と記載されていること、原告松村通知処分に係る通知書(甲10)に「保育料は(中略)家事上の経費であると認められます」と記載されていることは認め、同通知書(甲10)に「必要経費該当性に関する判断枠組みが明示されていない」との部分は、否認ないし争う。

(4) 第2文(「これは」から始まる文)について

認める。

(9) 第3文(「しかし」から始まる文)以降について

争う。

イ 「(1) 平成24年高判基準について」について

(7) 第1段落(判示部分を含む。)について

東京高裁平成24年判決に、原告らが訴状に引用する記載があることは認める。

(イ) 第2段落について

認める。

(ウ) 第3段落及び第4段落について

争う。

ウ 「(2) 立法経緯・従前の政府説明に照らしても平成24年高判基準が採用されるべきである」について

(ア) 第1段落について

a 第1文(「平成24年高判基準は」から始まる文)について

否認ないし争う。

b 第2文(「必要経費の範囲は」から始まる文)について

認める。

c 第3文(「しかし」から始まる文)について

否認ないし争う。

(イ) 第2段落ないし第5段落について

必要経費に係る「所得税法改正の歴史的経緯」につき、甲第20号証ないし第22号証に原告らが訴状に引用する記載があることは認める。

(ウ) 第6段落について

否認ないし争う。

エ 「(3) 小括」について

争う。

(3) 「2 保育料はその性質上必要経費に該当する」について

ア 「(1) 保育料を支出する目的は就労のためである」について

否認ないし争う。

子を持つ保護者が保育所を利用して保育料を負担する目的は、「就労」に

限定されるものではない。

イ 「(2) 保育料は性質上、業務に密接に関係する」について

(ア) 第1段落について

a 第1文(「就労を理由に」から始まる文)について

争う。

b 第2文(「典型的な」から始まる文)ないし第6文(「一方で」から始まる文)について

一般論として、認める。

c 第7文(「就労により」から始まる文)以降について

争う。

(イ) 第2段落ないし第4段落について

「国税不服審判所平成26年3月6日裁決」に原告らが訴状に引用する記載があることは認め、その余は争う。

ウ 「(3) 法人税法との比較においても、保育料は業務に密接に関係する支出である」について

(ア) 柱書きについて

否認ないし争う。

「個人は、専ら利潤追及のための事業活動を目的として消費生活をもたない法人と異なり、生産活動(所得稼得行為)の主体であると同時に消費経済の主体である(乙2・6枚目)ことからすると、「法人税法上の損金に該当する支出は、業務に密接に関係し、事業遂行上必要な経費となる」とはいえない。

(イ) 「ア 法人税法における損金概念の原則」について

a 第1段落について

法人税法22条3項2号に原告らが訴状に引用する記載があることは認める。

b 第2段落について

甲第23号証に原告らが訴状に引用する記載があることは認め、その余は、法人税法における損金と所得税における必要経費を同一に考える旨の主張であると解した上で、否認ないし争う。

(ウ) 「イ 損金と必要経費の違い」について

第1文(「しかし」から始まる文)及び第2文(「これは」から始まる文)は認め、第3文(「家事のために消費」から始まる文)は争う。

(エ) 「ウ 保育料は損金として算入が許される」について

所得税基本通達36-29に原告らが訴状に引用する記載があることは認め、その余は否認ないし争う。

所得税基本通達36-29は、「興行業、クリーニング業、理容業、運送業等のサービス業を営む使用者が、役員又は使用人の日常生活について、その経営する事業に属するサービスを提供したことによる経済的利益については、(中略)課税しないこととしたもの」であり、「役員又は使用人のために保養所、理髪室などの福利厚生施設を設け(括弧内省略)、その運営費等を負担したことにより、これらの施設の利用者が受ける経済的利益についても同様に扱うこととしたもの」(乙3・366ページ)とされ、法人における損金算入の可否について定めたものではない。

(オ) 「エ 小括：保育料は損金と同一の扱いにするべきである」について争う。

エ 「(4) 小括」について

争う。

(4) 「3 本件保育料は業務遂行に必要な支出であり一般対応の必要経費に該当する」について

ア 「(1) 原告倉持について」について

(ア) 第1段落について

原告倉持の妻が「[]」の正社員としてフルタイムで就労している」ことは不知、その余は認める。

ただし、原告倉持の妻の令和 5 年分における給与の収入金額は、
であった(乙 1)。

(イ) 第2段落について

原告倉持及びその妻が三鷹市に「保育所等入所申込書」を提出した日付及び「保育所等入所申込書」と併せて提出した資料については不知、その余は認める。

(ウ) 第3段落について

原告倉持が令和5年分において弁護士業務を営んでいたこと及び三鷹市が原告倉持の長男につき「就労」を理由として保育の必要性を認定したことは認め、その余は、「妻も同期間を通じて就労をしていた。」との部分を含め否認ないし争う。

(I) 第4段落について

認める。

(オ) 第5段落について

争う。

イ 「(2) 原告松村について」について

(7) 「ア 前提：「業務に係る雑所得」は一般対応の必要経費に当たる」
について

a 第1段落ないし第3段落について

認める。

b 第4段落について

第1文(「このように」から始まる文)は認め、第2文(「そうすると」から始まる文)以降については、「当該雑所得の合計額」を「当該雑所得に係る総収入金額」をいうものと解した上で、争う。

(イ) 「イ 2023年度保育申請の内容について」について

原告松村が、令和5年中に「有限会社」から給与所得を得ていたことは認め、その余は不知。

(ウ) 「ウ 個人事業に係る所得稼得のために保育所の利用が不可欠であること」について

知らないし争う。

(エ) 「エ 本件保育料②は一般対応の必要経費に当たる」について

a 第1段落について

原告松村の令和5年分の所得税等の確定申告書(甲8)に業務に係る雑所得の収入金額及び所得金額として「円」と記載があることは認め、その余は争う。

b 第2段落について

「別表」が甲第30号証(5ないし7ページ)の「別表」を指すものと解して、不知。

c 第3段落について

争う。

(オ) 「オ 小括」について

争う。

(5) 「4 小括」について

争う。

7 「第7 本件保育料は家事費・家事関連費には該当しない」(訴状・33ないし35ページ)について

各処分行政庁が本件各通知処分に係る通知書記載の処分理由により原告らに本件各通知処分を行ったことは認め、その余は争う。

8 「第8 更正処分の義務付けについて」(訴状・35及び36ページ)について

(1) 第1段落について

認める。

(2) 第2段落及び第3段落について

原告らが本訴において、本件各通知処分の「取消訴訟」に、本件各義務付けの訴えを併合提起していることは認め、その余は争う。

9 「第9 結語」(訴状・36ページ)について

争う。

第4 本件各通知処分の経緯等

各処分行政庁が、原告らに対して、本件各更正の請求には更正すべき理由がないとして行った本件各通知処分に係る経緯等については、別表1及び2のとおりである。

第5 被告の主張等

追って準備書面をもって明らかにする。

以 上

別表1 原告倉持通知処分の経緯等

(単位:円)

項 目		確定申告	更正の請求	通知処分	審査請求	裁 決
年 月 日		法定申告期限内	令和6年7月1日	令和6年10月29日	令和6年11月20日	—
総 所 得 金 額	①			更正をすべき理由がない旨の通知	通知処分の全部取消し	審 査 中
内 事 業 所 得 の 金 額	②		—			
内 給 与 所 得 の 金 額	③		—			
所得控除の額の合計額	④					
課 税 総 所 得 金 額 【 ① - ④ 】	⑤					
課 税 総 所 得 金 額 に 対 す る 税 額	⑥					
復興特別所得税額 【 ⑥ × 2.1 % 】	⑦					
源 泉 徴 収 税 額	⑧					
納 付 す べ き 税 額 【 ⑥ + ⑦ - ⑧ 】	⑨		△			

(注) 1 ⑤欄の金額は、1,000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である(国税通則法118条1項)。

2 ⑨欄の「△」印は、還付金の額に相当する税額を表し、「△」印のない金額は、100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法24条2項)。

別表2 原告松村通知処分の経緯等

(単位:円)

項 目		確定申告	更正の請求	通知処分	審査請求	裁 決
年 月 日		法定申告期限内	令和6年7月19日	令和6年10月31日	令和6年11月20日	—
総 所 得 金 額	①			更正をすべき理由がない旨の通知	通知処分の全部取消し	審 査 中
内 給 与 所 得 の 金 額	②					
内 雑 所 得 の 金 額	③					
所得控除の額の合計額	④					
課 税 総 所 得 金 額 【 ① - ④ 】	⑤					
課 税 総 所 得 金 額 に 対 す る 税 額	⑥					
政党等寄附金等特別控除額	⑦					
再差引所得税額(基準所得税額) 【 ⑥ - ⑦ 】	⑧					
復興特別所得税額 【 ⑧ × 2.1 % 】	⑨					
源 泉 徴 収 税 額	⑩					
納 付 す べ き 税 額 【 ⑥ + ⑨ - ⑩ 】	⑪	△	△			

(注) 1 ⑤欄の金額は、1,000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である(国税通則法118条1項)。

2 ⑪欄の「△」印は、還付金の額に相当する税額を表す。